

くらしの 情報



益城町ホームページ

<https://www.town.mashiki.lg.jp/>

お知らせ

ひとり親家庭などの子どもたちの学習を支援します

県では、「塾に通うことが難しい」などの悩みを抱えるひとり親家庭などの子どもたちに、最寄りの地域で学習指導を行う「地域の学習教室」を開催しています。まずは気軽にお問い合わせください。

また、学習支援員として子どもたちの学習をサポートしてくださる先生と学習場所を提供してくださる個人・団体も募集しています。

対象：主にひとり親家庭の小学5年生から中学3年生

実施日：週1回以上、1時間程度
費用：1回100円を上限(無料の場合もあります)

関係ひとり親家庭福祉協議会

☎ 3331・6735(☎は休館)

森林に関する届け出が必要です

【森林の土地の所有者届け出】

森林の土地を取得したときは届け出が必要です。個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した人は、面積にかかわらず届け出をする必要があります。土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村長に届け出てください。

【伐採および伐採後の造林の届け出】

森林の立木を伐採するときは届け出が必要です。届け出は伐採および伐採後の造林が市町村森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林をつくることができますようにするためのものです。

届け出は伐採を始める90日前から30日前までに伐採する森林がある市町村長に行ってください。

関係場産業振興課農林振興係

☎ 286・3277

熊本県夢応援進学給付金

県では熊本地震で被災した世帯から大学等に進学した方への給付金制度を設けています。

対象：次のすべてを満たす人です。

- ・高校3年生時点で「熊本県育英資金(被災特例枠)」を貸与された
- ・今年度、大学/短期大学/県立農

焼却火の拡大を防ごう！

「焼却火の拡大」が原因と考えられる火災が多く発生しています。

刈り取った枯れ草やごみなどを焼却することで、周囲に延焼して火災となるケースが増えています。人為的ミスによる火災は、一人一人が注意すれば防げるものです。

火の元を離れないことや消防用水を準備しておくなど、火災予防に努めましょう。

時期によっては、空気が乾燥する日が続きます

ので、火の取り扱いや後始末には十分注意しましょう。



焼却火の拡大により
周囲に延焼してしま
ったケース



関係場本市消防局予防部予防課 ☎ 363 - 0263

熊本県奨学のための給付金

県では高校生の授業料以外の教育費の支援制度を設けています。

この給付金は返済の必要がありません。

対象：7月1日に在学中の高校生の保護者で、次のいずれにも該当する

人です。

・県内在住

・住民税所得割非課税または生活保護受給世帯

関係場公立：県高校教育課

☎ 333・2675

私立：県私学振興課

☎ 333・2064

民生委員・児童委員の 一斉改選が行われます

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、身近な相談相手として地域を支える人たちで、任期